明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、英国、欧州連合の構成国、カタール、カナダ、カンボジア、スイス、スリランカ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ブラジル、ブルネイダルサラーム、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ共和国、ミャンマー、メキシコ、モーリシャス又はモロッコに輸出される水産物

二　放射性物質検査証明書等（英国、欧州連合の構成国、シンガポール、大韓民国、台湾又は中華人民共和国に輸出される農林水産物又は食品（酒類及びたばこを除く。）に係るものに限る。）

三　漁獲証明書等（中華人民共和国又は千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定若しくは大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の加盟国に輸出される水産物に係るものに限る。）

（都道府県知事等による輸出証明書の発行）

第五条　都道府県知事等は、法第十五条第二項の規定により輸出証明書を発行するときは、申請に係る農林水産物又は食品が輸出先国の政府機関が定める条件に適合することを審査するものとする。

2　都道府県知事等は、法第十五条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

3　前二項に定めるもののほか、都道府県知事等が発行する輸出証明書の発行の手続に係る事項は、法第十五条第一項の主務大臣が定める。

4　農林水産大臣は、輸出証明書の発行を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。

（輸出証明書の発行手数料）

第六条　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号。以下「令」という。）第三条の主務省令で定める額は、第二条各号（第三号を除く。）に掲げる輸出証明書については八百七十円とする。

2　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に起因する輸出先国の政府機関が定める条件に適合していることを示すための第二条第三号に掲げる輸出証明書については、法第十五条第三項の手数料を納めることを要しない。

（区域指定農林水産物等）

第七条　法第十六条第一項の主務省令で定めるものは、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物とする。

（主務大臣による適合区域の指定）

第八条　法第十六条第一項の主務大臣は、同項の規定により適合区域を指定するときは、その指定しようとする区域が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。

2　法第十六条第一項の主務大臣は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合区域の指定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

3　前二項に定めるもののほか、法第十六条第一項の主務大臣による適合区域の指定の手続に係る事項は、同項の主務大臣が定めるものとする。

（都道府県知事等が指定する適合区域の種類）

第九条　法第十六条第二項の規定により都道府県知事等が指定する適合区域の種類は、欧州連合の構成国に輸出される二枚貝その他の水産物が生産される海域に係るものとする。

（都道府県知事等による適合区域の指定）

第十条　都道府県知事等は、法第十六条第二項の規定により適合区域を指定するときは、その指定しようとする区域が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。

2　都道府県知事等は、法第十六条第一項の主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合区域の指定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

3　前二項に定めるもののほか、都道府県知事等による適合区域の指定の手続に係る事項は、法第十六条第一項の主務大臣が定める。

4　農林水産大臣は、適合区域の指定を担当する都道府県等の部署に関する情報を取りまとめ、公表するものとする。

（適合区域の確認）

第十一条　法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、同条第三項の規定による確認をするときは、当該適合区域が第八条第一項又は第十条第一項の要件に適合することを審査するものとする。

2　法第十六条第一項の主務大臣及び都道府県知事等は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務の一部を行わせることができる。

3　前二項に定めるもののほか、法第十六条第三項の規定による確認の手続に係る事項は、同条第一項の主務大臣が定める。

（適合区域の指定等の報告）

第十二条　法第十六条第五項の規定による報告は、同条第一項の主務大臣が定める様式を用いて、一月以内に当該主務大臣に提出するものとする。

（施設認定農林水産物等）

第十三条　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　タイに輸出される農産物（その加工品を含む。以下同じ。）

二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物

三　アメリカ合衆国、インド、インドネシア、ウクライナ、欧州連合の構成国、オーストラリア、大韓民国、中華人民共和国、ナイジェリア、ブラジル、ベトナム又はロシアに輸出される水産物

四　英国又は欧州連合の構成国に輸出される飼料

（主務大臣による適合施設の認定）

第十四条　法第十七条第一項の適合施設の認定の申請は、同項の主務大臣が定める申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、当該主務大臣に提出してするものとする。

2　法第十七条第一項の主務大臣は、同項の規定により適合施設を認定するときは、その認定しようとする施設が輸出先国の政府機関が定める要件に適合することを審査するものとする。

3　法第十七条第一項の主務大臣は、当該主務大臣が定める基準に適合する者に、前項の規定による審査の事務（適合施設の認定の決定に係る部分を除く。）の一部を行わせることができる。

4　前三項に定めるもののほか、法第十七条第一項の主務大臣による適合施設の認定の手続に係る事項は、同項の主務大臣が定める。

（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）

第十五条　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。

一　タイに輸出される農産物

二　アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物

三　アメリカ合衆国、インド、欧州連合の構成国、中華人民共和国又はベトナムに輸出される水産物